

# 統合報告と財務報告

飯 塚 雄 基

## 1. ま え が き

昨今、統合報告（Integrated Reporting）への関心が急速に高まっている。統合報告の普及を目指す国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Council；IIRC）は、2013年12月に国際統合報告フレームワーク（International（IR）Framework）を策定して以降、統合報告書の作成を促すため、様々な活動に取り組んでいる<sup>1)</sup>。他方、実務においては、統合報告書を発行する企業数が2018年12月末までに450社を超え、前年比で2割程度増えると予想されており、伸び率が鈍化しつつあるものの継続的に増加している<sup>2)</sup>。また、他の調査によると、2018年時点2月28日時点で東証一部に上場する2,068社の時価総額のうち、統合報告書を発行する317社の時価総額が占める割合は

---

1) IIRCは、設立当初からマルチ・フェーズ・ストラテジーという戦略を採用しており、現在はその第3のフェーズ（ブレイクスルー・フェーズ）にあるとしている。これは、国際統合報告フレームワークの早期採用に向けた戦略テーマに焦点を当てたものであり、具体的には、①統合報告採用のペースと規模の拡大、②実務およびガイダンスに基礎を置いた国際統合報告フレームワークの維持、③企業報告と財務資本配分との架け橋の構築、④対話を通じた進歩、⑤政策立案者および規制担当者とのかかわり、⑥長期的に発展可能な組織の構築、という6つの戦略テーマを掲げている。その他、現在のIIRCのミッションやビジョン、戦略、ガバナンス、財務状況等については、International Integrated Reporting Council, *IIRC Integrated Report*, IIRC, Aug. 2018 または International Integrated Reporting Council, *IIRC Financial Statements 2017*, IIRC, Aug. 2018 を参照されたい。

2) ㈱ディスクロージャー&IR 総合研究所 ESG/統合報告研究室「統合報告書発行状況調査2018 中間報告」(㈱ディスクロージャー&IR 総合研究所, 2018年11月1日)。

51%と過半数を超えている<sup>3)</sup>。統合報告はその存在感を日増しに強めているといえよう。

こうした統合報告をめぐる動きに対して、会計学はどのように対応すべきであろうか。これには2つの方向性が考えられる。1つは、統合報告を財務会計または財務報告の延長線上に位置付け、その問題点を考察することである。もう1つは、統合報告を財務会計または財務報告とは別個の報告システムととらえ、両者の相互関係を踏まえながら、統合報告の独自の発展のあり方を考察することである。しかし、いずれの方向性についても問題になるのは、統合報告と財務報告がいかなる関係にあるのか、すなわち、現在提案されている統合報告の枠組みは、そもそも財務報告と同じ前提に立ったものであるかという点である。この点を明らかにしないままに議論を進めれば、統合報告もやがてはその方向性を見失い行き詰ってしまうように思われる。今後、統合報告をいずれの方向に向けて発展させていくにしても、統合報告と財務報告の関係性をいかにとらえることができ、その結果いかなる問題が生じるのか、まずはこの点を検討しなければならない。

本稿は、財務報告の意義を明らかにしたうえで、統合報告が財務報告とのかわりの中でどのような問題を引き起こし、かかる問題にどのように対処すればよいかを考察することを目的としている。

## 2. 財務報告の意義

### 2.1 財務報告の定義と特徴

一般に、財務報告とは、「企業の経済活動および経済事象を財務諸表その他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとより広く情

---

3) KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス「日本企業の統合報告書に関する調査 2017」KPMG ジャパン、2018年3月、3頁。

報利用者に報告する行為<sup>4)</sup>」をいう。かかる定義によれば、財務報告は、①企業の経済活動および経済事象を対象とするものであり、②その手段として財務諸表その他のメッセージを用いるものであり、③そのメッセージは、情報利用者に広く報告されるという特徴を持つ。しかし、財務報告の意義をさらに明確にするためには、これらの特徴を具体的に明らかにすることはもとより、そもそも財務報告がいかなる目的を有しているのかを明らかにしなければならない。なぜならば、上記①ないし③は、財務報告の目的をどのように理解するのかによっていかようにも解釈することができるからである。そのために、財務報告の意義を明らかにするにあたっては、まず財務報告の目的を明確にする必要がある。

以下、財務報告の目的を述べたうえで、財務報告の対象、利用者および手段を考察し、もって財務報告の意義を明らかにする。

## 2.2 財務報告の目的

一般に、財務報告の目的は「より一般的な目的からより具体的な目的へ<sup>5)</sup>」と展開される。

第1の目的は、意思決定に有用な情報を提供することである。すなわち、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類似する意思決定を行うのに有用な情報を提供しなければならない<sup>6)</sup>」とされる。

この第1の目的を敷衍するものとして第2の目的があげられる。第2の目的とは、キャッシュ・フローの見込額をあらかじめ評価するのに有用な情報

4) 広瀬義州『財務会計（第13版）』中央経済社、2015年、779頁。

5) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 1978, par. 32（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社、2002年、25頁）

6) *Ibid.*, par. 34（同上、26頁）。

を提供することである。すなわち、「財務報告は、現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が配当または利息により将来受領する現金見込額、その時期およびその不確実性ならびに有価証券または債権の譲渡、途中償還または満期による現金受領額をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない<sup>7)</sup>」としたうえで、「財務報告は、投資者、債権者その他の情報利用者が、当該企業への正味キャッシュ・インフローの見込額、その時期および不確実性をあらかじめ評価するのに役立つ情報を提供しなければならない<sup>8)</sup>」とされる。

このように、投資者、債権者その他の情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することが財務報告の第1の目的であるとしたうえで、その有用な情報とは企業への正味キャッシュ・インフローを評価するための情報であり、これを提供することが第2の目的とされる。

### 2.3 財務報告の対象

第3の目的は、実質的にみて「財務報告の目的」というよりも、「財務報告の対象」、すなわち「財務報告は何を報告するのか」を説明するものとみることができる。具体的には、「財務報告は、企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権（中略—引用者）ならびにその資源およびこれらの資源に対する請求権に変動をもたらす取引、事象および環境要因の影響に関する情報を提供しなければならない<sup>9)</sup>」とされており、財務報告の対象は、企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権およびそれらの変動であることがわかる。

企業の経済的資源およびかかる資源に対する請求権とは、会計上、「資産、

---

7) *Ibid.*, par. 37 (同上, 28頁).

8) *Ibid.* (同上).

9) *Ibid.*, par. 40 (同上, 39頁).

負債および資本」と呼ばれるので<sup>10)</sup>、資源およびかかる資源に対する請求権に変動をもたらす取引、事象および環境要因とは、資産、負債および資本に変動をもたらす源泉または原因である<sup>11)</sup>。したがって、財務報告とは、資産、負債および資本ならびにそれらの変動に関する情報を提供するものといえることができる。さらに、資産、負債および資本は「財政状態」、資産、負債および資本の変動は「財政状態の変動」と呼ばれ<sup>12)</sup>、財政状態とは、「一定時点現在の資産もしくは資産に対する請求権の一般的状態または状況をいい、財政状態の変動とは、期間内の資産または資産に対する請求権の流入または変動をいう<sup>13)</sup>」とされる。したがって、「企業の経済的資源、かかる資源に対する請求権」は「財政状態」であり、「その資源およびこれらの資源に対する請求権の変動」は「財政状態の変動」といいかえることができる。以上を前提とすれば、上述の財務報告の定義における企業の「経済活動

---

10) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements: a replacement of FASB Concepts Statement No. 3*, FASB, 1985, note 5 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年, 288頁)。なお、かつては、企業の経済的資源およびかかる資源に対する請求権は財務報告の対象となる現実であるのに対し、資産、負債および資本はその現実を描写するための財務的表現であるとして、両者を区別するよう提案されたこともあった (Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts: Objectives of Financial Reporting and Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1977, par. 41)。また、同じ資産という用語を用いるにしても、「現実世界の資産 (real-world assets)」と「記録または認識された資産 (recorded or recognized assets)」をそれぞれ区別をするよう提案されたこともあった (Financial Accounting Standards Board, *Research Report; Recognition in Financial Statements: Underlying Concepts and Practical Conventions*, FASB, 1982, p. 3)。しかし、現在ではこのような区別は採用されておらず、両者は互換的に用いられている (上記6号の par. 7を参照されたい)。

11) *Ibid.*, par. 135 (同上, 348頁)。

12) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984, note 1 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年, 212頁)。

13) *Ibid.* (同上)。

および経済事象」とは、財政状態を変動させる要因と考えられるので、「取引、事象および環境要因」であり、「経済活動および経済事象を表現する」とは、財政状態の変動（をもたらす要因）を表現するというに等しい。したがって、「財務報告とは、企業の財政状態およびその変動を財務諸表その他のメッセージを用いて表現し、これを外部の利害関係者はもとより、広く情報利用者に報告する行為」といいかえることができる。このように、上述の定義は、財政状態およびその変動という用語ではなく、経済活動および経済事象という用語を用いて財務報告の対象を表現したものとみることができる。

以上のように、第3の目的は、かつて指摘されたように<sup>14)</sup>、財務報告の対象を定めるものである。実際、第3の目的として具体的に述べられているのは、「経済的資源、債務および出資者持分<sup>15)</sup>」、「企業の業績および稼得利益<sup>16)</sup>」、「流動性、支払能力および資金フロー<sup>17)</sup>」、および「経営者の受託責任および業績<sup>18)</sup>」という、財務報告の対象そのものである。

もちろん、第3の目的は「トップ・ダウン・アプローチの論理的帰結<sup>19)</sup>」であり、第1および第2の目的と違いはなく、ことさらに取り上げる必要はないと考えることもできる。しかし、かかる目的が財務報告の最も具体的な目的として明記されていることは、財務報告の意義を考えるうえで重要である。なぜならば、財務報告は、あくまでも「営利企業に関する経済的意思決定を行う人々によって必要とされる情報の一つの源泉<sup>20)</sup>」に過ぎないからで

---

14) N. Dopuch and S. Sunder, "FASB's Statements on Objectives and Elements of Financial Accounting: A Review," *Accounting Review*, 1980, p. 3.

15) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 41 (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注5)、31頁)。

16) *Ibid.*, pars. 42-48 (同上、32-35頁)。

17) *Ibid.*, pars. 49 (同上、35-36頁)。

18) *Ibid.*, pars. 50-53 (同上、36-38頁)。

19) 広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、135頁。

20) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 22 (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注5)、19頁)。

ある。敷衍すれば、「経営および経済的意思決定のための財務情報を利用する人々は、財務報告によって提供される情報を、財務報告以外の源泉から得られる関連情報、たとえば一般的経済状況もしくはその予測、政治的事象および政治的情勢または業界予測といった情報と組み合わせて用いる<sup>21)</sup>」必要があり、財務報告は、「情報利用者のニーズを満たし、そして情報提供の能力の点で会計システムの方が他の情報源よりも優れているような種類の情報に焦点を当て<sup>22)</sup>」なければならない。そのような情報こそ、第3の目的に示される「資産、負債、資本およびそれらの変動に関する情報<sup>23)</sup>」であると考えられる。したがって、上記第3の目的が明記されていることは、財務報告を情報源の一つと位置付け、他の報告との違いを考察するうえで最も重要な特徴であり、財務報告と統合報告の異同を検討するうえでも重要であるように思われる。

## 2.4 財務報告の利用者

財務報告の想定する利用者はきわめて多岐にわたっている。具体的には、出資者、与信者、仕入先、将来の投資者および債権者、従業員、経営者、取締役、得意先、証券アナリストおよび財務顧問、証券ブローカー、証券発行引受業者、証券取引所、弁護士、エコノミスト、税務当局、監督官庁、立法機関、経済新聞および報道機関、労働組合、商工財団、ビジネス研究員、研究者、学生その他一般大衆があげられる<sup>24)</sup>。これら多くの人々が財務報告に

---

21) *Ibid.*, par. 22 (同上, 20頁).

22) R. K. Storey and S. Storey, *FASB Special Report: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 1998, p. 94 (企業財務制度研究会訳『COFRI実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年, 130頁).

23) *Ibid.* (同上).

24) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 24 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲(注5), 20頁).

よって提供される情報に関心を持つのは、企業と何らかの利害関係を有しており、かつその意思決定を企業に関する情報に基づいて行っているからである<sup>25)</sup>。たとえば、所有者、債権者および従業員は、特定の企業に直接的な利害関係を有しており、また、所有者のために企業を経営する責任を有する経営者および取締役も、直接的な利害関係を有している<sup>26)</sup>。他方で、財務アナリスト、アドバイザー、規制当局および労働組合は、企業に直接的な利害関係を有する人々に助言し、または彼らの代理をするので、間接的な利害関係を有している<sup>27)</sup>。このように、多くの人々が企業に対して直接的または間接的な利害関係を有しており、財務報告によって提供される情報に関心を持っている。

しかし、財務報告は、これらすべての人々の情報ニーズを満たすものではなく、投資者と債権者に焦点を当て、その投資および与信意思決定に役立つ情報を提供しようとするものである。なぜならば、第1に、投資者および債権者（ならびに彼らのアドバイザー）は、明らかに財務報告によって提供される情報を利用する外部のグループであり、かつ、一般に自らが欲する情報を要求する権限を有しておらず、第2に、彼らの意思決定と情報の用途が、他の外部グループよりもよく研究されており、第3に、彼らの意思決定が経済における資源配分に重要な影響を及ぼし、第4に、投資者および債権者の情報ニーズを満たすために提供される情報は、投資者および債権者と同様に企業の財務的側面に関心のある他のグループにとっても有用であるのが一般的だからである<sup>28)</sup>。

このように、財務報告は、きわめて広範な情報利用者を想定しつつも、その焦点を現在および将来の投資者および債権者に当てている。

---

25) *Ibid.* (同上, 同頁).

26) *Ibid.* (同上).

27) *Ibid.* (同上).

28) *Ibid.*, par. 30 (同上, 24 頁).

## 2.5 財務報告の手段

財務報告は、財務諸表だけでなく、他の報告手段も包摂する広い概念である。広瀬 [1995] では、財務報告に複数の手段が認められる理由として次の3つがあげられている。第1に情報の利用価値である。一口に情報といっても、利用者にとっての情報価値には軽重の差があるとみるのが自然である。したがって、情報価値に応じた報告手段の違いが認められる。第2に会計理論および会計基準の設定である。財務報告手段の違いを踏まえなければ、理論的に異なる情報を同一のものと理解することにある。これでは、会計理論および会計基準の設定が何ら指針のないままに行われることになりかねない。そのために、あらかじめ報告手段を区別し、それぞれについての会計理論および会計基準を検討するのが妥当である。第3に監査の問題である。情報の報告手段を区別しなければ、すべての情報について同一の信頼性を保証する必要性に迫られ、したがって入手すべき監査証拠も影響を受ける。したがって、情報の報告手段を区別し、それぞれに応じた信頼性と監査証拠を考えなければならない。

このように複数の報告手段が想定されている財務報告にあつて、その中心をなすのは、財務諸表である。財務諸表とは、「会計記録から得られる名称および貨幣額を正式に表にまとめたものであり、それは一定時点現在の企業の財政状態または一会計期間の企業の財政状態に関する一つもしくはそれ以上の変動を示すものである<sup>29)</sup>」。かかる定義に示されているように、財務諸表は、財政状態とその変動を示すものであり、上記第3の目的を果たす財務報告の中心的な手段である。

しかし、財務報告の手段は財務諸表に限られない。なぜならば、「財務報告および財務諸表は、基本的に同一の目的をもっており、財務諸表のほうが

---

29) FASB, *op. cit. supra* note (12), par. 5 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注12), 211頁).

有用な情報をより一層提供できる場合もあれば、また財務諸表以外の財務報告の手段のほうが有用な情報をより一層提供できる場合もあり、さらにかかる財務諸表以外の手段を用いなければ、有用な情報を提供できない場合もある<sup>30)</sup>」からである。そのために、財務報告には、その目的を果たすために財務諸表以外の報告手段が求められる。

財務諸表以外の手段としては、たとえば MD&A（経営者による討議と分析；Management Discussion and Analysis）があげられる。MD&A が財務報告の手段の一つと認められるのは、「経営者の最も重要な責任の一つは、明確かつ簡潔な方法により投資者とコミュニケーションをとること<sup>31)</sup>」であるため、「財務報告は、提供される財務情報を情報利用者が理解するのに役立つ説明および解釈を含まなければならない<sup>32)</sup>」と考えられるからである。MD&A は、財務諸表のように財政状態とその変動を直接的に報告するのではなく、あくまでもそれらを理解するために必要な情報を追加的に提供する間接的な報告手段である<sup>33)</sup>。

以上のように、財務諸表は、企業の財政状態とその変動を、採用した会計システムに基づいて直接的に説明する報告手段であり、MD&A その他の手段は、企業の財政状態とその変動を理解するために必要な追加的情報を提供する間接的な報告手段である。財務報告の手段は、財務諸表を中心として相互に有機的な関係性を有しているのである。それはひとえに、財務報告の目

---

30) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 5（平松一夫・広瀬義州訳、前掲（注5）、12頁）。

31) Securities and Exchange Commission, Regulation S-K, Item 303, Instructions to paragraph 303 (a): 2; Securities and Exchange Commission, *Release* Nos. 33-8350, 34-48960, and FR-72, *Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, SEC, Dec. 29, 2003, I. Overview, A. Purpose.

32) FASB, *op. cit. supra* note (5), par. 54（平松一夫・広瀬義州訳、前掲（注5）、38頁）。

33) SEC, *op. cit. supra* note (31), I. Overview, B. Approach to MD&A.

的として企業の財政状態とその変動に関する情報を提供すると明記していることの当然の帰結である。財務報告の目的として第3の目的を強調した理由は、まさにこのことにある。

### 3 統合報告と財務報告

上述のように、財務報告の意義は、主として報告の目的、情報利用者、報告の対象および報告の手段という4つの視点から明らかにすることができる。それでは、統合報告はこの4つの視点からするとどのような特徴を有するのだろうか。

#### 3.1 統合報告の定義および目的

現在、統合報告の枠組みを定めている国際統合報告フレームワークによれば、統合報告とは、「統合思考を基礎とし、組織<sup>34)</sup>の、長期にわたる価値創造に関する定期的な統合報告書と、これに関連する価値創造の側面についてのコミュニケーションにつながるプロセス<sup>35)</sup>」をいう。ここでは統合報告の行為としての側面が強調されている。それに対して、統合報告書は、「組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、および見通しが、どのように短、中、長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーション<sup>36)</sup>」と定義され、統合報告の手段としての側面が強調されている。要するに、統合報告は組織の長期の価値創造について報告する行為であり、統

---

34) 本稿では、財務報告との比較の観点から、国際統合報告フレームワークで用いられる組織という用語を財務報告における企業という用語に相当するものと考えている。

35) International Integrated Reporting Council, *International <IR> Framework*, IIRC, 2013, Glossary 7 (日本公認会計士協会訳「国際統合報告フレームワーク日本語訳」日本公認会計士協会, 2014年, 37頁)。

36) *Ibid.*, Glossary 6 (同上, 同頁)。

合報告書はその手段である。

統合報告の目的は、財務資本の提供者の意思決定に有用な情報を提供することである。具体的には、「より効率的で生産的な資本の配分を可能とするために、財務資本の提供者が利用可能な情報の質を改善し<sup>37)</sup>」、「投資者が直面する情報ギャップを埋めるとともに、価値創造のより広範な見解に基づく投資意思決定を支援するのに役立つ<sup>38)</sup>」ことである。このように、統合報告の第1の目的は、その主要な利用者である財務資本の提供者の意思決定に役立つ情報を提供することにある。これは、財務報告がその主要な利用者である投資者および債権者の意思決定に役立つ情報の提供を第1の目的に定めていることと符合する。

統合報告のより具体的な目的は、組織の価値創造能力を分析するのに役立つ情報を提供することである。国際統合報告フレームワークによれば、「組織の価値創造能力を分析する際に利用されるものとして、統合報告書に含まれる情報を特定する<sup>39)</sup>」とされる。このような考えは、現在の国際統合報告フレームワークの基礎となった討議資料（2011年）のときから一貫しており、「統合報告は、現在の報告実務を強化・集約するよう開発されており、これによって、21世紀における組織の価値評価に必要な情報を提供する報告フレームワークへ向かうことができる<sup>40)</sup>」とされていた。このように統合報告では、財務資本の意思決定に役立つ情報を、統合報告の主体である組織の一定の能力、すなわち価値創造能力を分析する際に利用される情報と具体的に

---

37) *Ibid.*, ABOUT INTEGRATED REPORTING (同上, 2頁)。

38) International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series ; Value to Investors*, IIRC, Apr. 2015, p. 4.

39) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 1.5 (日本公認会計士協会訳, 前掲 (注35), 8頁)。

40) International Integrated Reporting Council, *Towards Integrated Reporting ; Communicating Value in the 21st Century*, IIRC, 2011, p. 2 (日本公認会計士協会仮訳「統合報告に向けて21世紀における価値の伝達」日本公認会計士協会, 2011年, 4頁)。

いいかえている。これは、財務報告においても同様であり、すでに述べたように、財務報告の第2の目的として、その主体である企業の一定の能力、すなわちキャッシュ・フローを創出する能力の評価に役立つ情報を提供する旨が定められている。

以上のように、統合報告は、その想定する情報利用者の意思決定に資する情報を提供することを第1の目的とし、その主体である組織の一定の能力、すなわち価値創造能力を分析するのに役立つ情報を提供することを第2の目的としている。このことは、すでに述べた財務報告の第1の目的と第2の目的に符合するといえよう。

付言すれば、組織の価値を測定する役割は統合報告にはなく、その価値およびそれを創造する能力を評価するのは利用者の役割であるとしている点も、財務報告と同じである<sup>41)</sup>。すなわち、「統合報告書は、ある時点での組織の価値、一定期間にわたる組織の価値創造、又は組織によるあらゆる資本の利用及びそれらに与える影響を定量化又は金額評価することを目的とするものではない<sup>42)</sup>」と定められている。これに対し、財務報告は、「営利企業の価値を直接に測定することをねらいとしているのではないが、財務会計によって提供される情報は、当該企業の価値を見積ろうとしている者にとって役立つといえよう<sup>43)</sup>」として、企業の価値の測定が財務報告の目的でない旨が明記されている。

---

41) International Integrated Reporting Council, *Basis for Conclusions : International (IR) Framework*, par. 5.4.

42) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 1.11 (日本公認会計士協会訳、前掲(注35)、9頁)。

43) FASB, *op. cit. supra* note (5), HIGHLIGHTS (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注5)、9頁)。

### 3.2 情報利用者

統合報告は、「財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明する<sup>44)</sup>」行為であり、財務資本の提供者を主たる利用者として想定している。

財務資本の提供者とは、「財務資本を提供する、現在の及び潜在的な資本保有者、債務保有者、その他財務資本を提供する者<sup>45)</sup>」であり、融資者その他の債権者はもとより、投資の最終受益者、集団的な資産保有者、資産または資金運用者を含むとされる<sup>46)</sup>。ここでいう財務資本とは、第1に、「組織が製品を生産し、サービスを提供する際に利用可能な資金<sup>47)</sup>」であり、第2に、「借入、株式、寄付などの資金調達によって獲得される、又は事業活動若しくは投資によって生み出された資金<sup>48)</sup>」である。

これらの点から明らかのように、財務資本とは製品およびサービスを生産し、提供するために、借入、株式、寄付などによって調達される資金である。したがって、財務資本の提供者とは、営利企業についていえば、まさしく投資者および債権者であると考えられる。

ただし、これはあくまでも主たる利用者であり、すべての利用者ではない。すなわち、「統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益<sup>49)</sup>」であるとされ、投資者および債権者はもとより、きわめて広範囲に及ぶ情報利用者が統合報告の受益者である。

---

44) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 1.7 (日本公認会計士協会訳、前掲(注35), 9頁)。

45) *Ibid.*, Glossary 13 (同上, 37頁)

46) *Ibid.* (同上)。

47) *Ibid.*, par. 2.15 (同上, 13頁)

48) *Ibid.* (同上)。

49) *Ibid.*, par. 1.8 (同上, 8頁)。

このように、統合報告は、投資者および債権者を主たる情報利用者としながらも、それにとどまらないきわめて広範囲な情報利用者を想定していると考えられる<sup>50)</sup>。これに対して、財務報告も、企業と直接的または間接的な関係を有する広範な情報利用者を想定しており、主たる情報利用者としては投資者および債権者に焦点を当てている。その意味で、統合報告と財務報告は、情報利用者の観点からしても大きな相違はないといえよう。

### 3.3 報告の対象

しかし、報告の対象については、統合報告と財務報告の間に重要な相違がある。

すでに述べたように、統合報告は、「組織がどのように長期にわたり価値を創造するかについて説明する<sup>51)</sup>」行為であり、その対象は「長期にわたる価値創造」である。これに対して、財務報告の対象は、経済活動および経済事象であり、いかえれば「資産、負債および資本ならびにこれらの変動」である。したがって、統合報告が財務報告と同義であるためには、少なくとも「長期にわたる価値創造」が「資産、負債および資本ならびにこれらの変動」と同義でなければならない。

それでは、「長期にわたる価値創造」とはどのような概念であろうか。もとより国際統合報告フレームワークに価値の定義は示されていない<sup>52)</sup>。その理由については、「何が価値を構成するかは個々の環境及び視点によって異なるため、フレームワークにおいては特定の一つの視点から価値を定義すべきではない<sup>53)</sup>」と述べられている。他方で、「価値の創造」は、資本の観点から具体的に述べられており、「組織が長期にわたり創造する価値は、組織

---

50) International Integrated Reporting Council, *Summary of Significant Issues: International (IR) Framework*, IIRC, Dec. 2013, p. 14.

51) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 2.2 (日本公認会計士協会訳, 前掲(注35), 11頁).

の事業活動とアウトプットによって資本が増加，減少，又は変換された形で現れる<sup>54)</sup>とされ，価値の創造が資本の増加，減少または変換の形で現れる旨が示されている。これに対して，資本とは，「あらゆる組織の成功に向けた支えとなる価値の蓄積であり，ビジネスモデルへのインプット<sup>55)</sup>」となり，「組織の事業活動及びアウトプットを通じて増減し，又は変換される<sup>56)</sup>」という。ここでは，資本が価値の蓄積であると説明されており，資本の意味が価値の観点から説明されている。

このように価値は資本を，資本は価値を説明するものとされており，両者は，一方の定義のために他方を必要とする循環論の関係<sup>57)</sup>にある。したがって，価値と資本は実質的に同義であるとみななければならない。これは，コンサルテーション草案への回答を受けて検討された選択肢の1つである，「価値とはすべての資本の合計である<sup>58)</sup>」という見解そのものである。国際統合報告フレームワークは，価値を定義しないとする一方で，価値を資本の合計

---

52) もっとも，現行のフレームワークのたたき台となったコンサルテーション草案への回答を受けて，価値の定義に関する次の選択肢が検討された。しかし，現行のフレームワークでも，価値の定義は示されていない（IIRC, *op. cit. supra* note (41), par. 5.2.)。

- ① 価値とは，すべての資本の合計である。
- ② 価値とは，組織が「獲得した」便益である。
- ③ 価値とは，組織の市場価値／キャッシュ・フローである。
- ④ 価値とは，組織が成功裏に達成した目標である。
- ⑤ 価値は，(a)組織自身および (b)他者に対して創造される価値という，二つの相互に関連する構成要素から成っている。

なお，以上の選択肢の他にも，「組織に対し，価値が何を意味するか，または，ステークホルダーが何を価値とみなしているかについて説明を要求する」という選択肢も検討されていた（*Ibid.*）。

53) *Ibid.*, par. 5.4.

54) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 2.4（日本公認会計士協会訳，前掲（注35），11頁）

55) *Ibid.*, Glossary 2（同上，37頁）。

56) *Ibid.*（同上）。

57) IIRC, *op. cit. supra* note (50), p. 23.

58) IIRC, *op. cit. supra* note (41), par. 5.2.

に等しいものとみているのである<sup>59)</sup>。

価値と資本の関係を以上のように理解すれば、価値創造とは、資本の増加、減少または変換そのものであるということが出来る。このことは、価値創造という用語が、「組織の事業活動とアウトプットによって資本の増加、減少、変換をもたらすプロセス<sup>60)</sup>」と定義されることから明らかであり、この「価値創造」には、価値の「創造」だけでなく、価値の「毀損」および「保存」が含まれる<sup>61)</sup>としていることは、資本の「増加」、「減少」および「変換」と平仄を合わせているように思われる<sup>62)</sup>。

それでは、「資本の増加、減少または変換」とは、「資産、負債および資本

---

59) もっとも、先行研究のなかには、価値を資本そのものとしてではなく、その増加分または減少分ととらえたうえで、これを財務報告における利益または損失に相当するとみなす見解もある。はたしてこのような見解は妥当であろうか。この点、価値の創造とは資本の増加または減少だけでなく、「変換」を含んでいることに注意が必要であるように思われる。変換の具体的な内容は必ずしも明らかでないが、たとえば「ビジネスモデルにおいて、様々な資本はインプットとして利用され、事業活動を通してアウトプット（製品、サービス、副産物及び廃棄物）に変換される（IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 2.23)」とする記述から推察すると、原材料を用いて製品を生産する場合などのように、ある資産から別の資産への形態変化を念頭に置いて「変換」という言葉を用いているように考えられる。この場合は、必ずしも資産の増加を伴うものではなく、資本全体も変化しないため、利益は生じない。このことは、価値創造という用語には、資本ストック全体が変化しない場合が含まれるとされている（*Ibid.*, par. 2.14）ところからも明らかである。要するに、資本の増加、減少および変換には、（財務報告でいう）利益または損失を伴わない場合も含まれているので、価値を資本の増加分または減少分ととらえる見解は国際統合報告フレームワークにおける価値の意味と矛盾するように思われる。さらに、統合報告では資本取引の概念がはっきりしない点も問題である。一般に財務報告でいう利益とは、資本取引以外の取引による資本の増加分をいうが、統合報告では資本取引が定義されておらず、仮に資本の増加分を利益と説明したとしても、資本取引の理解が統合報告と財務報告で異なる場合には、利益の意味が異なる結果となる。

60) IIRC, *op. cit. supra* note (35), GLOSSARY 18（日本公認会計士協会訳、前掲（注35）、38頁）。

61) *Ibid.*, par. 1.6； par. 2.14（同上、8頁；13頁）。

62) 価値創造をアウトカムの観点からとらえる見解もあるが、この見解においても価値と資本が同義とみられている（International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Value Creation*, IIRC, July 2013, par. 32）。

ならびにこれらの変動」と同義であろうか。ここで鍵となるのは、資本の意味である。かりに資本を資産、負債および資本を総称するものと理解することができれば、「資本の増加、減少または変換」を「資産、負債および資本ならびにこれらの変動」と同義とみることができる。なぜならば、「資産、負債および資本ならびにこれらの変動」でいうところの変動には、増加と減少はもとより、変換も含まれるからである。具体的には、資産または負債の変動のなかには、資本の変動を伴う資産または負債の変動だけでなく、資本の変動を伴わない変動も含まれるとするのが一般的である<sup>63)</sup>。そのために、統合報告における資本を財務報告における資産、負債および資本と同義と解することができるか否かが問題となる。

そこでフレームワークを参照すると、資本とは「組織が利用し、影響を与える資源及び関係<sup>64)</sup>」をいうとされているが、この定義からは必ずしも資本の意味が明らかでない。一方で、資本の分類が具体的に示されており、財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本および自然資本の6つが示されている。それぞれの資本に含まれる具体例は次の図表に示すとおりである<sup>65)</sup>。

---

63) FASB, *op. cit. supra* note (10), par. 65 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注 10), 317-318 頁)。

64) 資本を資源およびその関係と定義づける見解は、2011年の討議資料および2013年のコンサルテーション草案から変わっていないが、それ以上の言及がなされていない状況もまた変わっていない。(IIRC, *op. cit. supra* note (40), p. 11 (日本公認会計士協会仮訳, 前掲 (注 40), 19 頁; International Integrated Reporting Council, *Consultation Draft of the International <IR> Framework*, IIRC, Apr. 2013, par. 2.12 (日本公認会計士協会仮訳「国際統合報告 <IR> フレームワークコンサルテーション草案」日本公認会計士協会, 2013 年, 19 頁).)。

65) IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 2.15 (日本公認会計士協会訳, 前掲 (注 35), 13-14 頁)。

図表 統合報告における資本の分類と具体例

- 
- ①財務資本
- 組織が製品を生産し、サービスを提供する際に利用可能な資金
  - 借入、株式、寄付などの資金調達によって獲得される、または事業活動若しくは投資によって生み出された資金
- ②製造資本：製品の生産またはサービス提供に当たって組織が利用できる製造物（ただし、自然物とは区別される）
- 建物
  - 設備
  - インフラ（道路、港湾、橋梁、廃棄物および水処理工場など）
  - 製造資本は一般に他の組織によって創造されるが、報告組織が販売目的で製造する場合や自ら使用するために保有する資産も含む。
- ③知的資本：組織的な、知識ベースの無形資産
- 特許、著作権、ソフトウェア、権利およびライセンスなどの知的財産権
  - 暗黙知、システム、手順およびプロトコルなどの「組織資本」
- ④人的資本：人々の能力、経験およびイノベーションへの意欲
- 組織ガバナンス・フレームワーク、リスク管理アプローチおよび倫理的価値への同調と支持
  - 組織の戦略を理解し、開発し、実践する能力
  - プロセス、商品およびサービスを改善するために必要なロイヤリティ及び意欲であり、先導し、管理し、協調するための能力を含む。
- ⑤社会・関係資本：個々のコミュニティ、ステークホルダー・グループ、その他のネットワーク間またはそれら内部の機関や関係、および個別的・集合的幸福を高めるために情報を共有する能力
- 共有された規範、共通の価値や行動
  - 主要なステークホルダーとの関係性、および組織が外部のステークホルダーとともに構築し、保持に努める信頼および対話の意思
  - 組織が構築したブランドおよび評判に関連する無形資産
  - 組織が事業を営むことについての社会的許諾（ソーシャル・ライセンス）
- ⑥自然資本：組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセス
- 空気、水、土地、鉱物および森林
  - 生物多様性、生態系の健全性
- 

（出典：International Integrated Reporting Council, *International (IR) Framework*, IIRC, 2013, par. 2.15（日本公認会計士協会訳「国際統合報告フレームワーク日本語訳」日本公認会計士協会、2014年、13-14頁）。）

これらの具体例から推察されるのは、統合報告における資本が財務報告における資産に相当するものと理解されているということである。財務報告における資産とは、「過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益<sup>66)</sup>」をいう。すなわち、資産は、過去の取引および事象の結果、特定の実体による支配および将来の経済的便益という3つの本質的特徴を持つ。上記の具定例にあげられる項目は、これら3つの特徴を備えているという点で<sup>67)</sup>、財務報告における資産の範疇に属するものとみることができる<sup>68)</sup>。とりわけ人的資本は、「人材、知的資本およびテクノロジーがビジネスモデルの中心にある場合、組織の有する最も重要な資産である（強調一引用者）<sup>69)</sup>」と述べられており、資本と資産が同義語とされているように思われる。このような理解が正しいとすれば、資本とは、財務報告における資産に相当するものと理解できよう。しかし、このような理解を前提にすると、財務報告における負債および資本に相当する概念が統合報告には存在しないという問題が生じることになる<sup>70)</sup>。この場合、「統合報告における資本の増加、減少または変換は、財務報告における資産の変動と同義である」ということはできても、「統

66) FASB, *op. cit. supra* note (10), par. 25 (平松一夫・広瀬義州訳、前掲(注10)、297頁)。

67) もちろん、自然資本における空気などは、組織による支配の対象になりえないために特定の実体による支配という要件を満たさないとみることでもできる。しかし、財務報告においてこれらは「環境要因 (circumstances)」という、資産に変動をもたらす要因の一つと位置付けられており、自然資本などの支配の対象になりえない項目も財務報告の対象であることに変わりはなく、この点に統合報告と財務報告の差異はないと考えられる。

68) コンサルテーション草案を策定する際に参考された背景文書では、「組織が財またはサービスの生産に使用することのできる価値の蓄積」(International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Capitals*, IIRC, Apr. 2013, par. 2.8) であるとか、資本は「将来に便益のフローを継続的に生み出す場合には維持」される (*Ibid.*, par. 2.10) としており、将来の経済的便益を本質的特徴とする資産と同じ概念とみていると考えられる。

69) International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series ; The Value of Human Capital Reporting*, IIRC, June. 2015, p. 7.

合報告における資本の増加、減少または変換は、財務報告における資産、負債または資本の変動と同義である」ということはできない。そのために、統合報告を財務報告と同義とみなすには、統合報告における資本の範囲を財務報告における資産だけでなく、負債および資本まで広げるように解釈しなければならない。

しかし、上記の具体例からは、統合報告の資本が財務報告における資産のみならず、負債と資本をも包摂すると考えることは難しい。財務報告における負債とは、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲<sup>70)</sup>」をいい、財務報告における資本とは、「負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権<sup>71)</sup>」をいう。このような意味での負債または資本に相当する項目を上記の具体例に見出すことは難しい。統合報告における資本が財務報告における負債と資本も包摂するという前提に立てば、これはあまりにも不自然である。したがって、統合報告の資本を財務報告の資産、負債および資

---

70) 加えて、国際統合報告フレームワークでは、収益 (Revenue) や利益 (Profit) という用語が用いられているが (IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 3.8), これらの用語は財務報告でいうところの収益や利益と同義であろうか。財務報告では、収益とは出資者以外の者との取引 (損益取引) による資本の増加分であり、それは資産の増加または負債の減少を伴うものであり、費用とは損益取引による資産の減少分であり、それは資産の減少または負債の増加を伴うものであって、利益とは収益と費用の差額であるとみることに異論はないであろう。他方で、統合報告は、財務報告とは異なる立場に立っているように見受けられる。たとえばフレームワークでは、利益の創出によって財務資本が増加すると説明されているが (*Ibid.*, par. 2.11), このような理解は財務報告とは異なる。財務報告では財務資本の増加した結果を利益とみるのに対して、統合報告では利益が生じた結果として財務資本が増加するとみなされており、両報告では因果関係が逆転していることがわかる。このように、統合報告と財務報告では、利益や収益の意味も異なっている。

71) FASB, *op. cit. supra* note (10), par. 35 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注 10), 301 頁)。

72) *Ibid.*, par. 49 (同上, 308 頁)。

本と同義とみることとはできない。その結果、資本の変動を資産、負債および資本の変動とみることとはできず、統合報告における価値創造を財務報告における資産、負債および資本ならびにこれらの変動と同義であると解することもできない<sup>73)</sup>。

このように、現行のフレームワークを前提とするかぎり、統合報告における資本を財務報告における資産、負債および資本と同義とみることとはできない<sup>74)</sup>。しかし、かりにそれができたとしても、さらに別の問題が生じてしまう。それは価値の意味に関する問題である。上述のように、統合報告においては、資本が価値と同義とされる。しかし、財務報告においては、価値と資本は同義でないのである。

財務報告において価値とは、現在入手できる現金額もしくはその同等額または将来入手できる現金額もしくはその同等額もしくはそれらを割り引いた金額と説明されるのが一般的である<sup>75)</sup>。たとえば、現在市場価値とは、「通

---

73) ただし、定義上、資本には資源だけでなく「関係」も含まれるとされている。そのために、かりに「関係」を「負債および資本」と解することができれば、「統合報告の資本とは財務報告の資産、負債および資本」であり、「価値創造とは資産、負債および資本の変動」であると解することができる。しかし、この可能性を具体的に検討できるほど、現在のフレームワークには「関係」についての詳細な規定が置かれていない。そのため、本稿ではこの可能性を検討しない。

74) もっとも、国際統合報告フレームワークにおける資本の分類は、統合報告書の作成上強制されるものではなく、あくまでも「価値創造概念の理論的裏付け」または「組織が利用する、または組織が影響を及ぼすすべての形態の資本について考慮することを確保するためのガイドライン」としての役割が期待されているに過ぎない (IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 2.17 (日本公認会計士協会訳、前掲(注35)、11頁)。)。そのため、統合報告書を作成する組織は、国際統合報告フレームワークとは異なる分類を採用する可能性があり、その意味で、本稿の具体例に基づく考察には限界がある。

75) このことは、国際統合報告フレームワークのコンサルテーション草案においても、「伝統的に、価値の意味は、将来的に予測されるキャッシュ・フローの現在価値と関連付けられ、価値創造は、組織の財務業績に起因する測定価値の変化として理解されてきた」(IIRC, *op. cit. supra* note (64), par. 2.41 (日本公認会計士協会仮訳、前掲(注64)、28頁))とされており、「伝統的」な財務報告が価値をキャッシュ・フローの観点からとらえている旨を示唆している。

常の生産において資産を売却することによって入手されうる現金額またはその同等額をいう<sup>76)</sup>」とされ、将来キャッシュ・フローの現在（または割引）価値とは、「正常な営業過程において資産が換金されると予測される将来のキャッシュ・インフローの現在価値または割引価値から、当該キャッシュ・インフローを獲得するために必要なキャッシュ・アウトフローの現在価値を控除したものをいう<sup>77)</sup>」とされる<sup>78)</sup>。

他方で、財務報告における資本とは、持分（資産から負債を控除したもの）と同義で用いられる場合もあれば、資産または負債を意味するものとしても使用される多義的な用語であるが<sup>79)</sup>、昨今の概念フレームワークの議論においては、「貨幣資本概念のもとでは」という前提のもと、「資本は企業の純資産または持分と同義である<sup>80)</sup>」と説明されており、資産と負債の差額を資本とみるのが一般的である。いずれにしても、財務報告における価値と資本は異なる概念である。

このように、統合報告における「資本の増加、減少または変換」は、財務報告における「資産、負債および資本ならびにそれらの変動」と同義と解することはできず、かりに両者を同義と解したとしても、統合報告における価値の概念が財務報告におけるそれとは異なるため、統合報告と財務報告の報告対象を同義と解することはできない。

---

76) FASB, *op. cit. supra* note (12), par. 67b (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注 12), 242 頁).

77) *Ibid.*, par. 67e (同上, 243 頁).

78) さらにいえば、会計において価値という用語が単独で用いられることは少なく、これを限定する形容詞を付することなしにはほとんど用いられないとする見解もある。(American Institute of Certified Public Accountants, *Accounting Terminology Bulletin No. 1 Review and Resume*, AICPA, 1953, par. 35-37 (渡邊進・上村久雄訳『アメリカ公認会計士協会会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所, 1959 年, 180-181 頁).)

79) FASB, *op. cit. supra* note (10), par. 212 (平松一夫・広瀬義州訳, 前掲 (注 10), 384 頁).

80) International Accounting Standards Board, *Exposure Draft ; Conceptual Reporting for Financial Reporting*, IASB, 2015, p. 8.1.

### 3.4 報告の手段

統合報告と財務報告は、報告の手段、具体的には財務諸表の位置づけについても相違点がある。

上述したように、財務報告の中心は財務諸表であり<sup>81)</sup>、財務諸表以外の財務報告の手段は、財務諸表数値との関連性を持つかぎりにおいて財務報告の手段とみることができる。それに対して統合報告では、財務諸表の位置づけが必ずしも明らかでなく、むしろあえて財務諸表の位置づけを明確にしないように思われる。たしかに、統合報告は、「財務報告等の組織報告の発展と一貫している<sup>82)</sup>」とされている。しかし、その一方で、「統合報告書は様々な意味で他の報告書やコミュニケーションと異なる<sup>83)</sup>」とされ、特に異なるのは、「組織の短、中、長期の価値創造能力に焦点を当てていること<sup>84)</sup>」であり、それによって、「簡潔性、戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、資本及び資本間の相互関係に焦点を当てる<sup>85)</sup>」とともに、「組織における統合思考の重要性を強調している<sup>86)</sup>」ことである。

統合報告書に求められる条件として明示されているのは次の諸点に限られる。まず、「報告組織は、特定のコミュニケーションを統合報告書として指定し、識別可能なものとする<sup>87)</sup>」とし、いかなるコミュニケーションを統合報告書と考えるのかを明らかにしなければならないとしている。そのうえで、「統合報告書は、他のコミュニケーション（例えば、財務諸表、サステナビ

---

81) 財務報告において財務諸表が中心的な手段であるという理解は、国際統合報告フレームワークの作成過程においても関係者に共有されていたようである (IIRC, *op. cit. supra* note (68), par. 5.4)。

82) IIRC, *op. cit. supra* note (35), ABOUT INTEGRATED REPORTING (日本公認会計士協会訳、前掲(注35)、2頁)。

83) *Ibid.* (同上、同頁)。

84) *Ibid.* (同上)。

85) *Ibid.* (同上)。

86) *Ibid.* (同上)。

87) *Ibid.*, par. 1.12 (同上、9頁)。

リティ報告書、アナリストコール、又はウェブサイト）の要約にとどまらないものとして、意図<sup>88)</sup>」されており、「むしろ、統合報告書は、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを伝達するために、情報の結合性を明確にするものである<sup>89)</sup>」として、他の報告書の単なる要約を超えた、情報の結合性のある報告書でなければならない旨が示されている。さらに、「統合報告書は、独立した報告書として作成される場合も、他の報告書又はコミュニケーションの中の識別可能で、明瞭かつアクセス可能な一部として含まれる<sup>90)</sup>」場合もあり、例えば、「組織の財務諸表を含む報告書の冒頭部分を統合報告書とすることもある<sup>91)</sup>」とされる。

このように、統合報告書は、フレームワークに準拠していることはもとより、単なる要約を超えた情報の結合性を担保する報告書である点が強調されるにとどまり、統合報告の中心的手段として財務諸表を積極的に位置づける姿勢はみられない。財務諸表の位置づけは統合報告書の本質にかかわらないのである。この点でも統合報告は財務報告と異なっていると考えられる。

#### 4. おわりに

以上のように、現行のフレームワークにおける統合報告は、報告の対象および財務諸表の位置づけという2点において財務報告とは異なる概念である。したがって、少なくとも現行のフレームワークのもとでは、統合報告を財務報告と同義、または財務報告を発展させたものと考えすることはできない。

しかし、これはあくまでも現状に過ぎない。統合報告は、従来の財務報告をさらに発展させるようとするものであり<sup>92)</sup>、また、財務情報と非財務情報

---

88) *Ibid.*, par. 1.13 (同上, 同頁).

89) *Ibid.*, par. 1.13 (同上, 9頁).

90) *Ibid.*, par. 1.15 (同上).

91) *Ibid.* (同上).

の統合という、財務報告の将来に向けて示唆に富むコンセプトを提示しており<sup>93)</sup>、今後の財務報告のあり方を考えるための重要な提案であることに変わりはない。財務報告と異なるのが現状であるからといって、統合報告の意義を否定するのは早計である。むしろ上記の相違点を、現在の統合報告を財務報告の延長線上に位置づけるための課題として前向きにとらえ、これを克服するために必要な解決策を検討することに意義があるように思われる。これらの課題を克服することによってはじめて、統合報告は「財務報告等の組織報告の発展と一貫している<sup>94)</sup>」とみることができ、今後、さらなる発展が期待できるようになるであろう。

ただし、財務報告と統合報告の相違点は上記2点の他にも考えられる。たとえば、国際統合報告フレームワークに規定されている指導原則の意義である。なかでも重要性という概念のとらえ方は、かならずしも財務報告と同じではない<sup>95)</sup>。また、統合報告独自の質的特徴として情報の結合性（connectivity of information）が国際統合報告フレームワークに規定されている<sup>96)</sup>一方で、財務報告の質的特徴でもある信頼性や比較可能性が規定されている<sup>97)</sup>。情報の結合性が加わることで従来の質的特徴にいかなる変化が生じるのか、そしてその意義はどこにあるのか、さらなる検討が必要である<sup>98)</sup>。

---

92) *Ibid.*, ABOUT INTEGRATED REPORTING (同上, 2頁).

93) *Ibid.*, par. 3.8 (同上, 17頁).

94) *Ibid.*, ABOUT INTEGRATED REPORTING (同上, 2頁).

95) IIRC, *op. cit. supra* note (41), par. 4.1; International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Materiality*, IIRC, Apr. 2013, par. 3; International Integrated Reporting Council, *Guideline for the Presentation of Integrated Reports: Materiality in <IR>*, IIRC, Nov. 2015, p. 11; Financial Accounting Standards Board, *Proposed Amendments to Statement of Financial Accounting Concepts, Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 3: Qualitative Characteristic of Useful Financial Information*, FASB, Sep. 2015, p. 5.

96) IIRC, *op. cit. supra* note (35), pars. 3.6-3.9 (日本公認会計士協会訳, 前掲(注35), 18-19頁).

97) *Ibid.*, pars. 3.39-3.57 (同上, 23-26頁).

加えて、測定のある方も財務報告とは異なっている。もとよりフレームワークは原則主義アプローチを取っており<sup>99)</sup>、「特定の主要業績指標（KPI）や測定方法、個々の課題の開示を規定するものではない」としている。これは測定に関しては規定を設けていないに等しい。実際、測定の指標についても、「定量的情報と定性的情報は、それぞれが相互に文脈を提供するため、統合報告書が組織の価値創造能力を的確に表す上で、共に必要である。説明的記述とともに KPI を開示することにより、定量的情報と定性的情報とが効果的に結び付けられる<sup>100)</sup>」というにとどまり、規範的な立場は示されていない。この点については、「コンサルテーション草案には、測定または KPI について具体的な規則がなく、このことが組織間の比較可能性の欠如をもたらしなかねない<sup>101)</sup>」とする一部回答者の懸念事項に理解を示しつつも、「特定の重要な KPI および測定方法を記述することは原則主義フレームワークの適用範囲を超えたとするコンサルテーション草案の立場を再確認した<sup>102)</sup>」とされていることから明らかである。しかし、財務報告にとって測定は本質的に重要な問題である。果たして測定に関する規定は国際統合報告フレームワークに必要なのであろうか。この点についてもさらなる検討が必要である。

以上のほかにも検討すべき問題が残されている。たとえば、統合報告独自の概念といえる統合思考は、統合報告においていかなる意義を有するのか<sup>103)</sup>、

98) 情報の結合性の意義については、すでに International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Connectivity*, IIRC, July 2013 でも検討されているが、財務報告との比較という観点からは検討されていない。

99) ただし、ここでいう原則主義アプローチとは、「組織それぞれの状況に大きな違いがあることを認めつつ、情報ニーズを満たす上で十分な比較可能性を確保するよう、柔軟性と規範性との間で適切なバランスを取ることを目的とするもの」（IIRC, *op. cit. supra* note (35), par. 1.9) であって、必ずしも原則だけを定めるとか、原則さえ定めれば問題ないという姿勢を意味するものではない。

100) *Ibid.*, par. 3.8 (同上, 17 頁)。

101) IIRC, *op. cit. supra* note (41), par. 8.1.

102) *Ibid.*, par. 8.2.

財務報告でも用いられるビジネスモデルという概念は、統合報告においていかなる意義を有するのか<sup>104)</sup>、などの問題である。これらの問題も、財務報告との比較という観点から検討する必要がある。

このように、財務報告と統合報告にその前提を共有させ、さらなる発展を期するためには、いまだ解決すべき問題が残されている。これらの問題を考察することが今後に残された課題である。

### 参考文献

- (株)ディスクロージャー & IR 総合研究所 ESG/統合報告研究室「統合報告書発行状況調査 2018 中間報告」(株)ディスクロージャー & IR 総合研究所, 2018 年 11 月 1 日。  
KPMG ジャパン統合報告センター・オブ・エクセレンス「日本企業の統合報告書に関する調査 2017」KPMG ジャパン, 2018 年 3 月。  
広瀬義州『会計基準論』中央経済社, 1995 年。  
広瀬義州編著『財務報告の変革』中央経済社, 2011 年。  
広瀬義州『財務会計 (第 13 版)』中央経済社, 2015 年。  
広瀬義州「会計基準から財務報告基準へ」会計, 第 181 巻第 1 号 (2012 年 1 月)。  
広瀬義州「ビジネスモデルと会計」早稲田商学, 第 434 号 (2013 年 1 月)。  
American Institute of Certified Public Accountants, *Statement of the Accounting Principles Board No. 4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA, 1970 (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 企業会計原則』同文館, 1973 年)。  
American Institute of Certified Public Accountants, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, 1973 (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会 財務諸表の目的』同文館, 1976 年)。  
American Institution of Certified Public Accountants, *Improving Business Reporting — A Customer Focus: Meeting the Information Needs of Investors and Creditors: A Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting*, AICPA, 1994 (八田進二・橋本尚共訳『事業報告革命: アメリカ公認会計士協会・ジェンキンズ報告書』白桃書房, 2002 年)。  
American Institute of Certified Public Accountants, *Accounting Terminology Bulletins No. 1 Review and Resume*, AICPA, 1953 (渡邊進・上村久雄訳『アメリカ公認会計士協会 会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所, 1959 年)。

---

103) International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series; The Cyclical Power of Integrated Thing and Reporting*, IIRC, Oct. 2016.

104) International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Business Model*, IIRC, Apr. 2013.

- CFA Institute, *Comprehensive Business Reporting Model — Financial Reporting for Investors*, CFA Institute, July 2007.
- Dopuch, N. and S. Sunder, “FASB’s Statements on Objectives and Elements of Financial Accounting : A Review,” *Accounting Review*, 1980.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft ; Proposed Statement of Financial Accounting Concepts : Objectives of Financial Reporting and Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1977
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, FASB, 1978 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2 : Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1980 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Invitation to Comment ; financial statements and other means of financial reporting*, FASB, 1980.
- Financial Accounting Standards Board, *Research Report ; Recognition in Financial Statements : Underlying Concepts and Practical Conventions*, FASB, 1982.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5 : Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 : Elements of Financial Statements : a replacement of FASB Concepts Statement No. 3*, FASB, 1985 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8 : Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, FASB, Sep. 2010.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft ; Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Chapter 8 : Notes to Financial Statements*, FASB, 2014.
- Financial Accounting Standards Board, *Proposed Amendments to Statement of Financial Accounting Concepts, Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 3 : Qualitative Characteristic of Useful Financial Information*, FASB, Sep. 2015.
- International Accounting Standards Board, *Exposure Draft ; Conceptual Reporting for Financial Reporting*, IASB, 2015.
- International Integrated Reporting Council, *Towards Integrated Reporting ; Communicating Value in the 21st Century*, IIRC, 2011 (日本公認会計士協会仮訳「統合報告に向けて21世紀における価値の伝達」日本公認会計士協会, 2011年).
- International Integrated Reporting Council, *Draft Outline International Integrated Reporting Framework*, IIRC, July 2012.
- International Integrated Reporting Council, *Prototype of the International <IR> Framework*, IIRC, Nov. 2012.

- International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Capitals*, IIRC, Apr. 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Materiality*, IIRC, Apr. 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Business Model*, IIRC, Apr. 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Consultation Draft of the International <IR> Framework*, IIRC, Apr. 2013 (日本公認会計士協会仮訳「国際統合報告<IR>フレームワークコンサルテーション草案」日本公認会計士協会, 2013年).
- International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Connectivity*, IIRC, July 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Background Paper for <IR>: Value Creation*, IIRC, July 2013.
- International Integrated Reporting Council, *International <IR> Framework*, IIRC, Dec. 2013 (日本公認会計士協会訳「国際統合報告フレームワーク日本語訳」日本公認会計士協会, 2014年).
- International Integrated Reporting Council, *Basis for Conclusions: International <IR> Framework*, IIRC, Dec. 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Summary of Significant Issues: International <IR> Framework*, IIRC, Dec. 2013.
- International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series; Value to Investors*, IIRC, Apr. 2015.
- International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series; The Value of Human Capital Reporting*, IIRC, June. 2015.
- International Integrated Reporting Council, *Guideline for the Presentation of Integrated Reports: Materiality in <IR>*, IIRC, Nov. 2015.
- International Integrated Reporting Council, *Creating Value Series; The Cyclical Power of Integrated Thing and Reporting*, IIRC, Oct. 2016.
- International Integrated Reporting Council, *IIRC Integrated Report*, IIRC, Aug. 2018.
- International Integrated Reporting Council, *IIRC Financial Statements 2017*, IIRC, Aug. 2018.
- Securities and Exchange Commission, Regulation S-K, Item 303, Instructions to paragraph 303 (a) : 2 ; Securities and Exchange Commission, Release Nos. 33-8350, 34-48960, and FR-72, *Commission Guidance Regarding Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations*, SEC, Dec. 29, 2003.
- Storey, R. K. and S. Storey, *FASB Special Report: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, FASB, 1998 (企業財務制度研究会訳『COFRI実務研究叢書 財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社, 2001年).